

令和5年度岡山県保険者協議会
デジタルサイネージ広告及び各駅でのポスター掲示による
広報事業における公募型プロポーザル募集要領

1 業務の名称

令和5年度岡山県保険者協議会デジタルサイネージ広告及び各駅でのポスター掲示による広報事業

2 委託業務

別紙「令和5年度岡山県保険者協議会デジタルサイネージ広告及び各駅でのポスター掲示による広報事業仕様書」のとおり

3 委託期間

契約の締結日から令和5年11月30日まで

4 提出書類

(1) 参加申込書

(2) 企画提案書

PRしたいポイントや記載内容の理由・背景など、提案趣旨を明確に示すこと。

①会社概要 ※以下の項目は必ず記載すること。

・会社名・所在地(本社がある場合は、本社の所在地も記載すること。)

・業務内容・連絡先(担当者名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス)

②企画

・デジタルサイネージ広告及び各駅でのポスター掲示における企画

③広告素材

・コンセプト

・広告素材デザイン

④業務の実施体制

⑤見積書

※1 ①～④の提出書類は、まとめてA4版平とじ・横書き・両面とし、40ページ以内とすること。

また、図面等A4サイズより大きな書類がある場合はA4サイズに折り込むこと。

なお、提出部数は①～⑤までそれぞれ15部とする。

※2 ⑤の見積書の提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とする。

※3 ⑤の見積書の提案金額は、項目、内容別に金額が分かるよう提示すること。消費税及び地方消費税抜き金額、税込み金額を提示すること。

5 書類の提出期限・提出方法

(1) 参加申込書

令和5年5月25日(木)午後5時必着。

(2) 企画提案にかかる書類

令和5年5月31日(水)午後5時必着。書面で持参又は郵送のこと。なお、郵送の場合は、書留郵便(同等の配送方法でも可)により提出期限までに必着のこと。休日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。電送(FAX、電子メール等)によるものは認めない。

6 提出先及び問い合わせ先

〒700-8568

岡山県岡山市北区桑田町17番5号

岡山県保険者協議会事務局

岡山県国民健康保険団体連合会 保健事業課

担当／馬場・出井

電話番号:(086)223-9103 FAX:(086)223-9105

E-mail:hokenjigyou@okayama.kokuhoren.jp

問い合わせは、別添質問票を用いて E-mail(hokenjigyou@okayama.kokuhoren.jp)にて、令和5年5月17日(水)正午までに提出すること。訪問や電話による問い合わせは受け付けない。

なお、回答は、令和5年5月23日(火)午後5時までに全参加者へ E-mail で通知する。

7 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①提出期限内に提出書類が提出されなかった場合
- ②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④募集要領に違反すると認められる場合
- ⑤選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑦事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ⑧自己、自社若しくはその役員等(注1)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力(注2)の者である場合
 - (注1) 取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。
 - (注2) 暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でな

くなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。

⑨その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

⑩その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

(3) 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできない。

(4) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めない。(軽微なものを除く。)

(5) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(6) 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

(7) その他

参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとする。

8 企画提案書に対するプレゼンテーション

(1) 開催日

令和5年6月7日(水) 午後1時30分～

(2) 開催場所

岡山県岡山市北区桑田町17番5号

岡山県国民健康保険団体連合会（岡山県国保会館4階会議室）

(3) プrezentationの時間

プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は15分とする。

※各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。

(4) 出席者

3人まで出席を認める。

(5) 審査

本会が設置した業者選定委員会において各者の提案について審査を行う。

なお、委員会における審査は、別途定める審査項目に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーションの内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を審査、採点する。

(6) 注意事項

プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できない。指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

9 選定について

(1) 最優秀提案者の選定

審査結果に基づき、業者選定委員会委員の点数の合計が最高点の者を、最優秀提案者として選定する。ただし、最高点の者が複数となった場合は、業者選定委員会委員の協議により選定する。

なお、合計点が基準点に達する提案者がなかった場合には、再度公募を実施する。

(2) 提案者が1者または、ない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても審査は実施し、審査の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とする。

また、提案者がない場合には、再度公募を実施する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は選定後、速やかに提案者に通知する。

10 契約の締結

事業の企画提案及び委託事業の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産は、原則として岡山県保険者協議会に帰属する。選定した最優秀提案者を契約候補者として岡山県保険者協議会と協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで契約を締結する。

仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、契約候補者と岡山県保険者協議会との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

なお、選定した契約候補者と岡山県保険者協議会との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において点数が次に高い提案者と協議を行う。

また、原則委託料の支払いは、岡山県保険者協議会が委託業務終了後に一括で支払うものとする。